

## 平成22年度 第2回全国健康保険協会宮城支部評議会（議事概要）

【開催日時】 平成22年6月16日（水）13：30から15：30まで

【開催場所】 ホテル法華クラブ仙台 2階 ピア

### 【出席者】

#### 1. 評議員

小野評議員・加藤評議員・後藤評議員・小林評議員・菅原評議員・服部評議員・  
森田評議員・山田評議員 (五十音順)

#### 2. 本部

貝谷・江郷

#### 3. 宮城支部事務局

高橋・三浦・前田・鈴木・大内・佐藤・及川・山本・後藤・堀之内

### 【議事次第】

1. 宮城支部の事業状況について
2. 第19回運営委員会報告について
3. 協会けんぽの運営にあたって
4. その他

### 【議事概要】

#### 1. 議事「宮城支部の事業状況について」

資料に基づき説明を行い、評議員からの質疑等の発言を求めました。

#### (質問・意見・要望)

特定保健指導のアウトソーシングの契約単価の設定について、安いように思うがいかがか。

**回答** 大変低い設定であり、全国的にも同様の声があるが、協会の財政上の観点からの設定でもある。複数の健診実施機関に委託契約の打診をするも、他の保険者との比較もあり、大半は断られた結果、今年度は2機関に受託いただいた。金額が増加すれば受託機関も増えるかと思われるが、実態を踏まえた増額の要請、また地域的・環境的な点も加味されたうえでの検討を、本部へ要請していく。

保健師の人員不足の関係で、管理栄養士を選定した理由は。また、保健師の処遇面として、協会けんぽ専属での雇用か、健診機関の中で従事している方も良いのか。

**回答** 保健指導を行えるのは医師、保健師、管理栄養士の三者と決められている。協会けんぽでは初めて、管理栄養士による保健指導を、宮城を含めて数支部で試行することとしている。宮城県栄養士会に協力依頼し、現在1名の応募者あり。今年度の結果を踏まえ、全国展開できるか否か、本部との協議・検証が必要である。

保健師12名は、正規ではなく契約職員である。雇用条件の面で厳しく、なかなか採用まで至らない。

お客様満足度調査の結果について、公表はするのか。また、建物内の案内表示のわかりやすさ、プライバシーへの配慮、待合スペース、の3つの満足度が低いが、その原因は。

**回答** お客様満足度調査の結果については、ホームページ上で公表する予定であり、オープンにして改善していく。今般は窓口調査の結果のみだが、電話対応についてもプロジェクトチームを設置して質の向上を図る。

については、1階入り口には立て看板を掲示しているが、入居ビルの都合もあり、各フロア等は一律的な表示のみにとどまっている。引き続き、ビルオーナー側とも交渉していきたい。及びの対応として、予算の都合上限定的ではあったが、22年3月に間仕切りを設ける等の改修工事を行ったところである。

お客様満足度調査の自由回答について、任意継続の保険料納付について記載があるが、口座残高不足時の案内等、法令や運用が変わったのか。

**回答** 毎月1日が口座振替日であり、口座振替不能で資格喪失となる。早期に連絡をいただければ納付書を発行し、当月10日までの納付により継続は可能。口座振替不能者は、以降は納付書での納付となる。再度振替を希望する場合は、改めて申込みが必要となる。

省内事業仕分けによって、年金機構からの納入告知書に「社会保険みやぎ」が同封できなくなったとのことだが、今後の協会けんぽの事業の広報はどうなるのか。また、年金事務所の協会窓口や申請書類の設置は継続されるのか。

**回答** 「社会保険みやぎ」は社会保険協会発行の広報誌であり、社会保険協会に加入している会員事業所には、単独で送付されると聞いている。納入告知書は年金機構からの送付物のため、年金機構や協会けんぽ以外の発刊物が封入されるのは透明性を欠くとの議論から、「社会保険みやぎ」は封入できないものとなった。今後は、協会けんぽからの案内は独自のチラシとして封入していただけることになったが、これからは紙に頼らない広報(ホームページ、メルマガ等)を活用しての広報に努力していきたいと考える。

各年金事務所に設置している協会けんぽの窓口は、サービスの維持と効率化の双方の観点から検討が必要である。今後の業務の状況を見ながら、設置の可否を含め、窓口の在り方を検討していきたい。

(議長より、議事1についてまとめ)

健康づくり推進協議会を十分に活かして、支部の保健事業を推進していただきたい。保健指導のアウトソーシングについても、先進支部として内容を充実して進めていただきたい。レセプト点検について、医療費適正化のためにも、さらに効果的な点検を実施していただきたい。お客様満足度調査の結果は前年度を上回ったが、これに満足することなく引き続き丁寧な対応を望む。

評議会としても宮城支部と一体となり、支部の状況を見ていきたい。

2. 議事「第19回運営委員会報告について」

資料に基づき説明を行い、評議員からの質疑等の発言を求めましたが、特に発言等はなかったため、議長から総括のみいただきました。

(議長より、議事2についてまとめ)

「後発」医薬品から「ジェネリック」医薬品へと用語を改めるとのことだが、使用促進のためにもイメージは重要であるので必要であろう。

今後3年間の収支見通しについて、いずれも10%程度まで保険料率が上昇する試算結果となっている。現状の経済情勢では極めて大きな負担となる見込みであり、今後、健康保険制度の見直しと国庫負担について、早急な検討が必要と考える。

3. 議事「協会けんぽの運営にあたって」

本部より出席の理事・貝谷から資料に基づき説明を行い、評議員からの質疑等の発言を求めました。

( 質問・意見・要望 )

リーマンショック以降、会社のみならず個人も大幅な収入減少であり、保険料率の引上げにより、会社及び個人の負担がまた増えたとの声が多い。何とか引上げ幅を小さくするよう方策を取って欲しい。

厚生年金保険料のように、毎年少しずつ保険料率が上昇するようにして政府から融資を受けるなど、上昇幅を抑えられないか。

**回答** 加入者の皆様には大変大きな負担を強いたと思っている。心苦しい限りであり、大変申し訳ない。雇用保険その他の社会保険料も上昇している状況なので、抑えられるものは抑えていきたい。

健康保険は年金と異なり短期保険であり、赤字の際は借入れするほかないが、単年度収支均衡原則もあるため、借入れ後は翌年度にすぐ返済していかなければならない。なお、政府融資よりも民間金融機関のほうが借入金利が一桁ほど低く、現在は市中の一番低いところから借入れしている。

しかし、借入れでは根本的な解決とはならないため、保険制度の枠組みの見直しや、現実的には国庫負担の増が必要である。保険者として、さらなる国庫補助率の増加を要求していく。

評議会の意見がどう反映されているのか、非常に見えづらい。提言しても、国庫補助率の動向によって保険料率も変化する状況である。将来的には、安定した料率と負担になるようにつなげて欲しい。

**回答** 各評議会の意見がどのような形で反映されたのか、丁寧に説明する努力がわれわれには必要である。

国庫補助という大きな枠組みが国で決められてからのスタートとなっており、そうした意味では限界を感じている。保険料財政は国庫補助とリンクしている。背景には、健康保険組合との財政力の格差があり、それを国庫補助で埋めようとした皆保険制度の建て方そのものに踏み込まないと、国庫補助に依存する構造は変わらない。国庫補助ありきではなく、構造自体をどう考えていくのか、議論が必要であると思っている。実態として9～10%台の保険料率は高いということは、協会としても訴えていきたい。

保険料率の上限を10%から12%にしたということは、将来そこまで上昇する可能性があるということであり、負担が増えることになる。将来的に何をすれば保険料率をあまり上げずにやっていけるか、という方針を示してほしい。高齢者拠出金や負担金についても、改めて根本から考え直すべきであり、是正されれば、今の国庫補助でもやっていけるのではないか。我々よりもその先の代になって困らないようにしてほしい。

**回答** 将来に向けて、日本の医療保険制度を守っていかなければいけないと思っている。平成 25 年度からの新しい高齢者医療制度の枠組みについて、当協会の理事長が委員として参加し、若年者と高齢者での日本社会全体が支えていく仕組みにして欲しいと意見を出している。

また、保険料を負担する側の健保組合等との横の公平性として、各保険者の財政力に応じた負担に切り替えてほしい、と要望していく。国庫負担ありきではなく、こうした見直しがいわば保険者の本来の姿であろう。短期的には、平成 23・24 年度は国庫補助も視野に入れながら進めていきたい。

制度間で調整をしながら格差の是正を行うことは、ぜひ行って欲しい。  
収支見通しでは徐々に保険料率は上がらざるを得ないようだが、この間の劇的な数字の変動のひとつの要因として、雇用の在り方が非常に大きく変わってきていることが挙げられる。協会けんぽの利害として考えると、協会けんぽに加入できずに国保に行かざるを得ない正規社員が多くいる。そういった方々が社会保険に加入できるよう、協会として働きかけをぜひ行って欲しい。大きく見れば、協会の収入を守るためでもあるので、強く要望する。

標準報酬月額の上限の改定予定、議論はないのか。仮に上限を 2～3 段階引上げた場合の財政効果等の試算はないか。

**回答** 標準報酬月額は上限制を取っているのでも、一定の報酬レベルになると負担は増えないのが現状である。標準報酬そのものは、休業補償などにも影響するため多角的な検討が必要だが、負担の公平化の観点からすると、議論は必要であろう。試算はすぐには出ないが、検討したい。

保険者機能の強化を考えていく中では、健保組合のなかでも特に保険者機能を発揮している健保組合と協議をする仕組みが必要であろうが、地域特性を踏まえると、自治体国保で保険者機能を発揮しているところと連携を取る仕組みが必要ではないか。

また、国保には被用者が多く入っている現状がある。社会保険の加入促進が必要であろう。

**回答** 保険者機能の強化について、「健保組合モデル」もさることながら「地域自治体モデル」が参考となるため、各自治体と連携を取って進めていきたい。  
加入促進は制度論もあるため、協会のみでは何ともならないが、被用者保険の最後の受け皿として運営に当たっていききたい。

(議長より、議事3についてまとめ)

保険料率について、22年度の議論になってから、急激に赤字基調の話が出てきた感がある。いろんな意味で根本的に議論がなかったのではないか。

国庫補助率が20%ではなく16.4%の引上げにとどまった経緯の説明が、本部からなされていない。なおのこと厚労省は「上昇幅を0.6%引下げた」との表現であり、到底納得できるものではない。事業主・加入者の目線に立った対応を心がけてほしい。引き続き、20%への引上げ実現に向けて活動していただきたい。

支部・評議会と連携して、一体となって事業を運営していただきたい。

#### 4. 議事「その他」

次回の日程については、6月末に示される21年度決算を承認いただくこととなるため、7月中旬の開催の見込みであるとして、日程が決まり次第連絡する旨を伝えました。

その後、議長より議事終了の旨の宣言があり、議事の一切を終了しました。

以上